

## 新潟市地方就職学生支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市地方就職学生支援金（以下「地方就職支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この地方就職支援金は、若者の地方移住に対する支援を強化するため、卒業時に地方へのUIJターンを促進することを目的とし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学卒業後に、本市に移住・就職する学生を対象に本支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において交通費の一部を申請者に対し交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟県移住・就業支援事業 新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第1で規定する新潟県移住・就業支援事業（以下「移住・就業支援事業」という。）をいう。
- (2) 移住支援事業 県要領第4の1（1）で規定する移住支援事業をいう。

### (地方就職支援金申請者の要件)

第4条 地方就職支援金を申請できる者は、申請時において第1号、第2号及び第3号の要件を満たす者とする。

- (1) 次条の要件
- (2) 第6条の要件
- (3) 第7条の要件

2 日本経済団体連合会の定める採用選考に関する指針に則った採用活動において、第8条の方法により、10,000円を上限として、1回に限り、東京までの往復交通費の1/2以内の金額の地方就職支援金を支給する。なお、面接等を実施した県内企業から交通費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。また、国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする。

### (移住元に関する要件)

第5条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。

(2) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

（本市に関する要件）

第6条 第4条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 新潟県内に勤務地を有する企業に就職することが内定している。
- (2) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有している。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (5) その他本市及び新潟県が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（就業に関する要件）

第7条 第4条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当するものとする。

- (1) 勤務地が新潟県内に所在すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (5) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (6) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (7) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

（地方就職支援金の申請）

第8条 地方就職支援金申請者は、申請書（様式1）、内定先企業による証明書（様式2）、在学証明書、交通費の領収書、及び本人確認書類に加え、第5条、第6条及び第7条の要件に該当することを証する書類を本市に提出する。

- (1) 第5条の要件
- (2) 第6条の要件
- (3) 第7条の要件

（地方就職支援金の支給方法）

第9条 第8条の申請が第5条から第7条までに規定する要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

（地方就職支援金の全額返還）

第10条 地方就職支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合
- (2) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (3) 申請から1年以内に本市に転入しなかった場合  
(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く)
- (4) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合  
(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。)
- (5) 本市への転入日から3年未満に本市から転出した場合  
(地方就職支援金の半額返還)

第11条 地方就職支援金の支給を受けた者が地方就職支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合、地方就職支援金の半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる地方就職支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

(地方就職支援金の支給・返還に係る情報提供)

第12条 第8条の申請があったときは、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金受給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。また、新潟県は、本市から起業支援事業に係る交付決定に関して照会があったときは、速やかに本市に情報提供することとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公表の日から施行する。